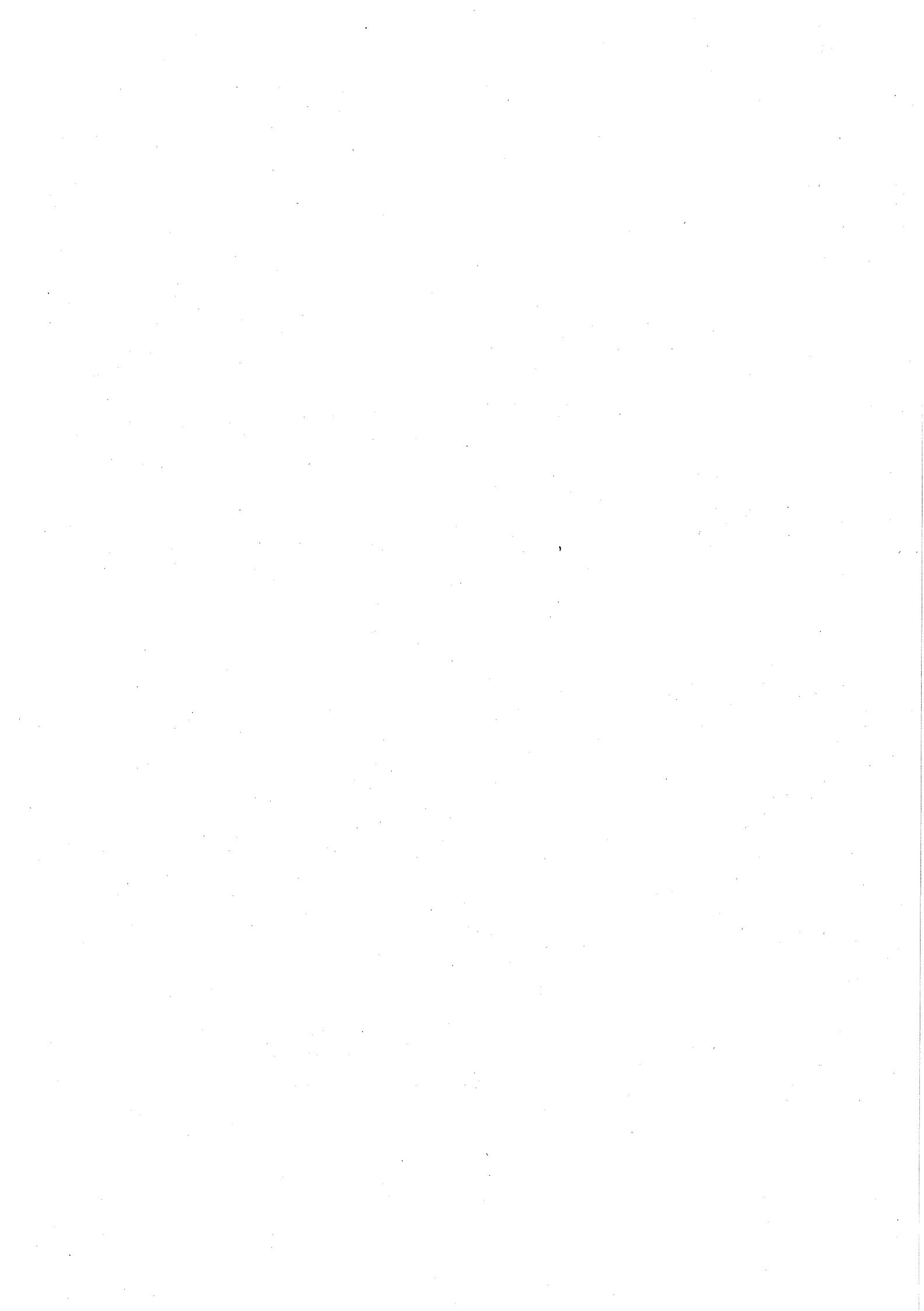


参考資料

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

- ・第103回 令和3年9月11日開催
- ・第104回 令和3年9月14日開催

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局



鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第103回）

- 日時：令和3年9月11日（土）午後2時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、
子育て・人財局、教育委員会
(テレビ会議参加)
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
【鳥取市保健所】 長井所長
【鳥取大学医学部】 景山教授（アドバイザー）
千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - (1) 緊急事態宣言等への対応について
 - (2) 症例報告について
 - (3) その他

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の縮小・延長

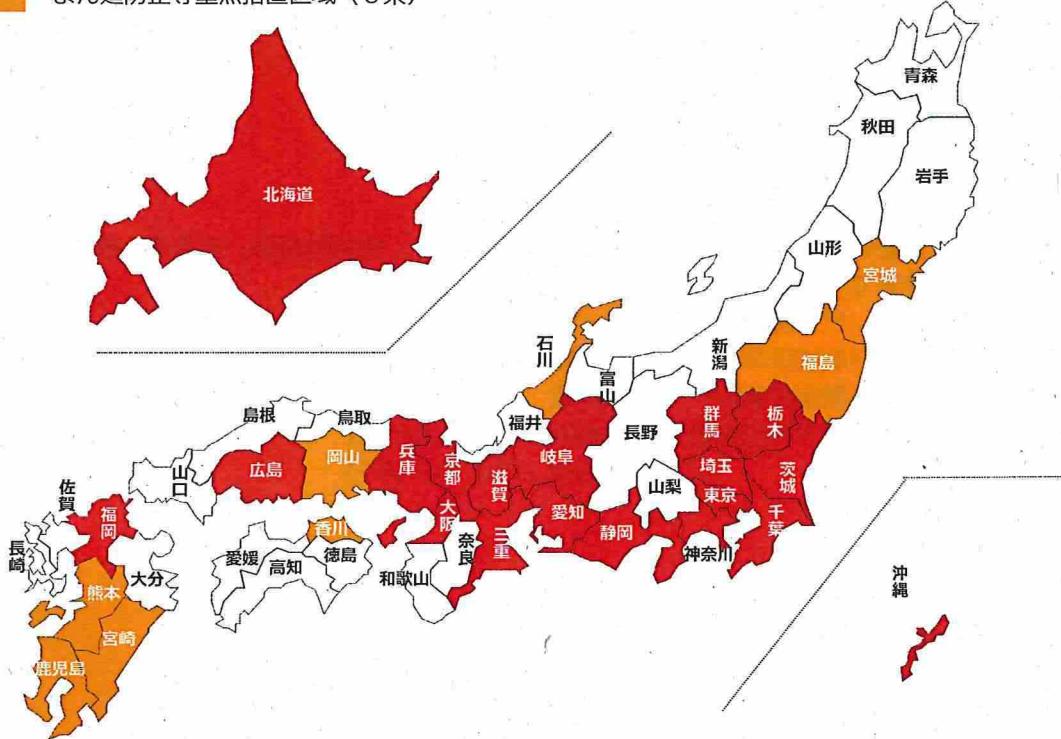
- ・期間を9月12日から9月30日まで延長
- ・宮城、岡山の2県が緊急事態宣言地域からまん延防止等重点措置に移行
- ・富山、山梨、愛媛、高知、佐賀、長崎の6県をまん延防止等重点措置から解除

緊急事態宣言 (19都道府県)	北海道・茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・岐阜・静岡・ 愛知・三重・滋賀・京都・大阪・ 兵庫・広島・福岡・沖縄	～9月30日 (9月12日から 延長)
まん延防止等 重点措置 (8県)	宮城・岡山	緊急事態宣言地域から移行
	福島・石川・香川・熊本・宮崎・ 鹿児島	～9月30日 (9月12日から 延長)
解除 (6県)	富山・山梨・愛媛・高知・佐賀・ 長崎	～9月12日

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の適用状況

■ 緊急事態宣言区域（19都道府県）

■ まん延防止等重点措置区域（8県）



3

菅総理会見・基本的対処方針

■ 菅総理発言(9/9) <新型コロナ対策本部後の記者会見から抜粋>

- ・医療体制をしっかりと確保し、治療薬とワクチンで重症化を防いでいく。
- ・自宅で療養する方々に、必要な医療が受けられる体制を作る。
- ・10月から11月の早い時期には、希望者全員のワクチン接種が完了する予定。
- ・宣言等の地域であっても、ワクチンの接種証明や検査の陰性証明を活用し、制限を緩和していく。認証制度も使って、飲食、イベント、旅行などの社会経済活動の正常化の道筋を付けていく。

■ 政府対策本部会議(9/9) <基本的対処方針改正のポイント>

- ・緊急事態措置等の解除を考える際には、ワクチン接種が進む中で、変異株(デルタ株)が主流となったこと等から、今まで以上に医療のひっ迫の状況を重視していく。
- ・9月3日の分科会の考え方を受け、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体化を進める。
- ・ワクチン接種が先行した諸外国でも大規模な感染拡大が発生していることや、感染症の流行期である冬の到来に備え、医療提供体制の点検・強化を行うなど医療提供体制の確保に万全を期す。
- ・初期症状である者の積極的な検査による感染者の早期把握の実施。

4

新型コロナ医療提供体制

現在の感染状況を踏まえた対応

- 病床ひっ迫具合をみながら、早期に本来の「早期入院」によるメディカルチェック、「早期治療」の流れに戻していく
- 抗体力クテル療法の積極的な活用により、短期入院で治療し、宿泊療養等へ移行する流れを検討
- 全入院協力医療機関(18病院)に薬剤を事前確保済
- 県内投与実績 11病院 (58件)[9月6日現在] ⇒ アナフィラキシー発現や重症化事例なし

更なる感染拡大に備えて

- 宿泊療養施設の一部の「臨時の医療施設」化を検討
- 在宅療養の更なる環境整備を推進
- 感染症専門医による地区医師会員向け研修会を開催(8月31日)
⇒ 電話診療協力医師を含め約90名が参加(WEB視聴含む)、録画を医師会員向けにWEB配信
- 電話診療協力医師を対象に対面診療への協力の可否にかかる意向調査を実施

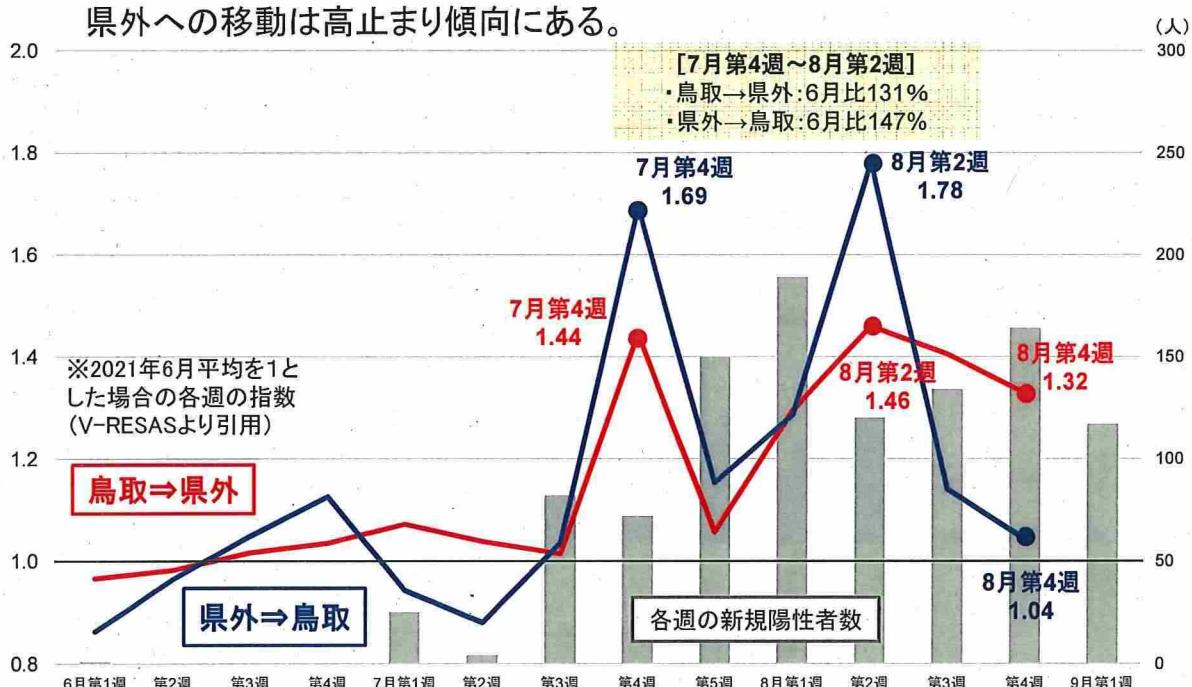
子どもの預かり施設の拡大

- 保護者等が感染した場合の子ども預かり施設を拡大(2か所から5か所に拡大)
- 特別な支援が必要な児童は、障がい者サービス等も活用

5

県境を跨いだ往来の状況 (6~8月)

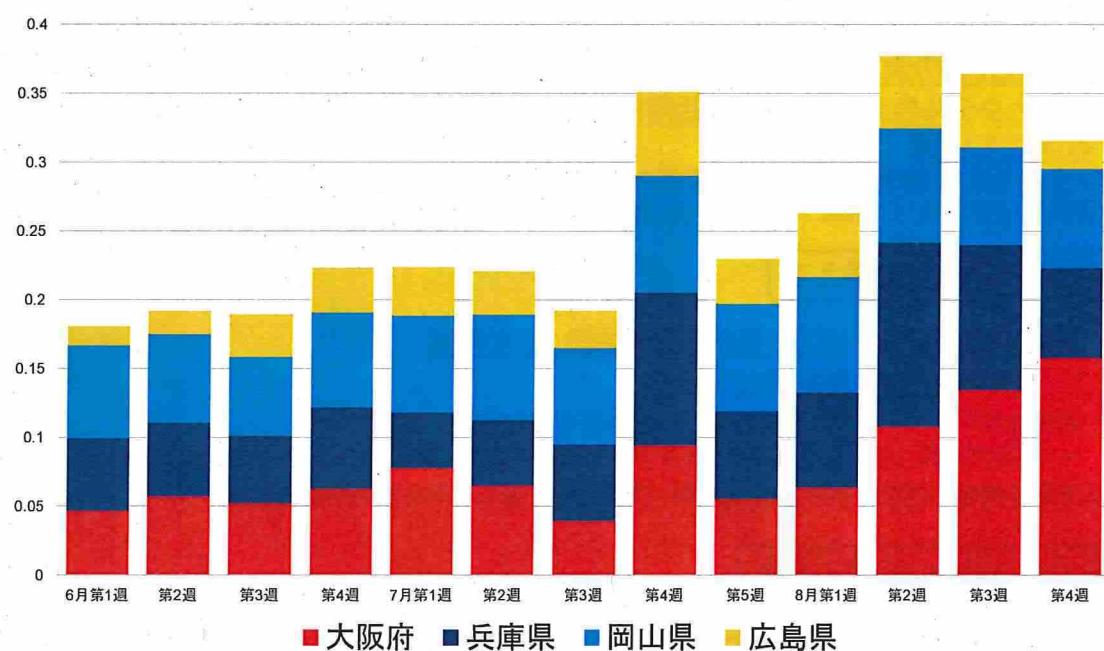
- 7月の4連休(7月4週)からお盆(8月2週)にかけて、県境を跨いだ往来が増加。
- お盆以降、県外からの往来は6月の水準まで減少している一方で、鳥取から県外への移動は高止まり傾向にある。



6

鳥取から県外（大阪・兵庫・広島・岡山）への移動の傾向

○「鳥取から県外」への移動の行先としては「大阪」「兵庫」「広島」「岡山」の4県が多く、なかでも8月下旬以降は「大阪」に向けた往来が増加。



※2019年の1週間あたりの平均値を1とした場合の各週の指数(V-RESASより引用)⑦

第5波における新規陽性者数・病床使用率の推移



※公表日ベース
※病床使用率は、土日祝は公表数値が無いため直前公表数値で作成

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標			鳥取県 9月11日現在			ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安
医療提供体制等の負荷	①医療の ひつ迫 具合	入院医療	確保病床の 使用率	27.9% (94/337床)	東部 22.7% 中部 16.7% 西部 37.2%	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	60.3% (94/156人)	東部 77.5% 中部 43.5% 西部 57.0%	40%以下	25%以下
		重症者用 病床	確保病床の 使用率	2.1% (1/47床)	東部 0% 中部 0% 西部 5.3%	20%以上	50%以上
② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算				28.1人 (実数156人)	東部 17.8人 中部 23.0人 西部 40.3人	20人以上	30人以上
感染状況 ※9/5～ 9/11発表分	③ PCR陽性率(直近1週間)			2.0% (80/3,975)	-	5%以上	10%以上
	④ 新規陽性者数(対人口10万人/週)			14.4人 (実数80人)	東部 9.3人 中部 3.0人 西部 24.3人	15人以上	25人以上
	⑤ 感染経路不明割合(直近1週間)			30.0% (24/80人)	-	50%以上	50%以上

病床使用率、療養者数はステージⅢの目安を上回っているが、他はすべて下回っており、指標数値は改善傾向にある。

9

県外との往来について

県外との往来については、もうしばらくの間、できるだけ控えてください。

※通院、通勤など生活上必要があるものを除いた県外との往来は、中止や延期も含め慎重に判断してください。

※最近は、島根県など近隣との往来に関わる感染が増えています。

【やむを得ず、往来する場合は、厳重な感染予防対策を必ず行ってください。】

○県外に行かれる場合

- ・会食など飛沫感染のリスクが高い機会を避けてください。
- ・繁華街や人混みを避ける等、密閉、密集、密接の全てを徹底的に回避してください。
- ・行先の自治体の出す新型コロナ情報を必ずご確認ください。

○来県・帰県される場合

- ・帰県後2週間は通常より体調管理を徹底し、感染リスクが高い行動は控えてください。
(来県される場合は、来県前の2週間は会食を控えてください。)
- ・来県時は事前のPCR検査も活用しましょう。

倦怠感や発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚された場合には、出歩かず、「かかりつけ医」又は「受診相談センター」(TEL0120-567-492)にご相談ください。 10

県内大学等の夏季休業明けを踏まえた対応

- 各大学等に対し、感染を拡げないための取組について、学生一人一人に改めて周知徹底していただくよう依頼
- 県が作成した、若者にワクチン接種の検討を呼びかけるPR動画について、学生への周知を依頼

学校名(授業等開始日)	主な対応等
鳥取大学 (10/1~)	○鳥取地区は、10/14までは原則としてオンデマンド方式による遠隔授業 米子地区は、原則として対面授業 ○県外へ帰省等した学生に対し、対面授業開始14日前までに帰鳥し、健康観察を行うよう指示
公立鳥取環境大学 (9/21~)	○学生に対し、ガイダンス開始2週間前の9/7から健康観察を徹底し、1週間前の9/14には通学時の住居に移動し、県外移動は控えるよう指示 ○ガイダンス、授業は、十分な感染症対策を行った上で対面主体で実施
鳥取看護大学 鳥取短期大学 (9/27~)	○緊急事態宣言区域等へ帰省等した学生には、2週間の自宅待機(寮生はホテル待機)を指示(ホテル待機の場合は、事由に応じて大学が費用を負担) ○寮生は、抗原検査キットによる陰性確認者のみ帰寮を許可 ○授業は、十分な感染症対策を行った上で、対面で実施予定
米子工業高等専門学校 (9/21~)	○9/21~10/3は遠隔授業を実施し、10/4から対面授業へ移行 ○9/20の帰寮時及び10/4の登校時には、「帰寮・登校前14日間の健康観察記録」、「同居家族等に感染者との濃厚接触者がいないこと」、「行動歴」などの確認を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請について

ご協力いただいた皆様へ心から感謝いたします。

分科会指標に改善の兆候が見られ、県内の感染や医療の状況も改善傾向にあることから、特措法第24条第9項に基づく協力要請(不要不急の外出・県外往来の自粛)は、9月12日(日)の期間満了をもって終了します。

みんなでコロナを克服しよう

人と人との接触機会を減らす行動を

- 仕事や研修では、出張を減らし、テレワークやテレビ会議などオンラインで実施できませんか？
- 出かける際は、混雑している場所や時間を避けた行動を！
- 会食は、感染対策のしっかりした店で普段一緒にいる人とマスク会食を！



県外との往来を控えて



- 行楽や旅行は少人数で、県内・近場に行くことで地元の応援を！
- 感染拡大地域でのイベント、フェスなどの参加は控え、オンラインでの応援を検討できませんか？
- やむを得ず往來する場合は、人混みを避ける、県外の人との会食を控える、PCR検査を受けるなど感染リスクを減らしましょう！

基本的な感染予防対策の徹底を

- 運動会や地域イベントでは、距離の確保など密にならない工夫や、マスク着用など、感染対策の徹底を！
- マスクはできれば不織布で、こまめな手洗い・消毒、定期的に換気を！
- あなたと大切な人を守るため、積極的にワクチン接種の検討をお願いします！（ワクチン接種後も感染予防の継続をお願いします。）



13

体調悪ければ頑張らないで！

発熱、せきなどの風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!

コロナ感染症は初期の治療が大変重要です
遅くなれば命に関わるかもしれません

少しでも症状がある場合は、無理に登校・出勤をせず、
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう

コロナ感染を見逃さないためのお願いです



発熱等の症状が
出たときの相談先

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15

(ファクシミリ) 0857-50-1033

(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間

(中部地区) ☎ 0858-23-3135

(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

14

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(27例目続報)

感染者が利用していた施設で、県内27例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、9/10（金）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応中。

1. クラスターが発生した施設

放課後児童クラブ（明道小学校なかよし学級）の専用教室

（所在地：米子市陽田町74-2（明道小学校内）、設置者：米子市）

2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

7名（9/8：1名、9/9：6名）

※全利用者46名（児童40名、職員6名）検査済

（参考）明道小学校

陽性者 4名（9/9：1名、9/10：3名）

※2次感染の可能性も含め、なかよし学級との関連を調査中

※全校児童・職員約300名検査実施済（1名は9/11再検査中）

15

3. クラスター対策条例に基づく対応状況

根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする

対応状況

- ・米子市は、当該なかよし学級を9/9（木）から当面の間、臨時休業中
 - ・感染拡大防止のため、9/10（金）にクラスター対策特命チームが立入りを行い、消毒等に関する指導を実施済
 - ・9/12（日）に鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームを派遣し、施設の感染対策を点検調査した上で、再発防止に向けた感染防止対策を指示する
 - ・今回の調査結果を関係部局と共有し、今後の全県での感染防止対策に繋げる
- <明道小学校>
- ・米子市は、学校を9/10（金）から当面の間、臨時休業中
 - ・学校は、9/10（金）に施設の消毒を実施済
 - ・なかよし学級と併せて施設の感染対策を点検調査し、新たな感染防止対策を実施予定。
(なかよし学級及び明道小学校の再開時期については、米子市が検討中)

16

根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

対応状況

- ・米子市は、自ら市のホームページで陽性者の情報を公開するとともに、全ての利用者に速やかに連絡済。

根拠条文（必要な措置の勧告）

第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参照するものとする。

対応状況

- ・米子市は、自主的に施設を閉所中。今後、県版放課後児童クラブ感染拡大防止ガイドラインを参照し、施設の消毒や再発防止に向けた感染防止対策を速やかに実施していく。

17

子どもの感染が増えています!

放課後児童クラブや保育所等への注意喚起

- 鳥取県版感染拡大予防ガイドラインを参考に、換気、手洗い、消毒等の感染対策を徹底
→職員や子どもに風邪症状がある場合は、自宅待機や自宅での監護を要請
→バス等による送迎を行う場合は、1席空けるなど密の回避を徹底
→希望する放課後児童クラブや保育所等へ専門家による現地指導を実施
- 米子市内放課後児童クラブのクラスター発生に係る現地指導の結果を踏まえ、放課後児童クラブ版感染拡大予防ガイドラインを改訂予定
- 放課後児童クラブ、保育所等へ感染対策の実施状況を確認調査する予定

学校教育活動等の対応

- 風邪症状等があり体調不良の場合は、生徒・教職員とも登校・出勤しないことを再度徹底
→同居家族に同様の症状がある場合も自宅休養
→家庭内感染が増加していることから、家庭内での感染対策の徹底を依頼
- 文化祭、体育祭等の学校行事は、種目等の制限、時間短縮など密を徹底的に回避して実施
→密を回避できない場合は、行事の中止、延期を検討
- 部活動は、活動時間(平日2時間程度、休日3時間程度)を厳守
→大会前であっても、土曜日又は日曜日のいずれかは、必ず休養日とする

※私立中・高等学校及び市町村教育委員会にも情報提供し、感染防止対策の徹底を依頼

18

保健所業務応援体制

■米子保健所管内での新たなクラスター発生への対応

- 衛生技師等の更なる増員（2名追加・9/10～）により、総勢16名規模で対応
- クラスター対策特命チームの2チーム体制を継続（8/28～）
⇒ 更なる支援が必要な場合には速やかに全庁体制で対応

■本庁・総合事務所の応援体制強化を継続

- クラスター対策特命チームの派遣（鳥取市・倉吉・米子保健所へ派遣中）
- 市町村から保健師を派遣（倉吉・米子保健所に最大各2名/日の派遣体制）※18市町村の協力を得て実施
- OB・OG保健師の活用、本庁保健師の派遣
- 相談対応、PCR検査調整等のため倉吉・米子保健所に職員を派遣
 - ・電話相談、疫学調査補助、PCR検査調整、宿泊療養施設入所調整等のため、本庁から毎日7名程度、総合事務所から毎日10名程度の職員を派遣
- 在宅等支援センターの運営
 - ・本庁から職員2名を派遣し倉吉・米子保健所で運営体制を確保
- 在宅療養者へのパルスオキシメーター等の配達
 - ・本庁職員3名／日で、メディカルチェックセンターへのパルスオキシメーターの配達、各在宅療養者宅への薬及び物資（食料等）の配達を実施
- 宿泊療養施設の運営
 - ・収容能力拡大のための体制拡充
 - ・東・中・西部地区における運営体制を確保（中西部地区は各総合事務所が運営）

※県庁の各所属は新型コロナ業務対応を最優先とする「新型コロナ緊急体制」に移行済み（7/29～） 19

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

（前回対策本部会議（9/10）以降公表事例）

<県内1566例目（鳥取市保健所管内738例目）>

陽性確認日	陽性公表日	事例	管轄保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触等
9月9日	9月10日	県内1566例目 (鳥取市保健所管内738例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表	非公表	県内1547例目(鳥取市保健所管内735例目)の濃厚接触者

※9月10日陽性確認分の県内1579例目(鳥取市保健所管内739例目)、県内1580～1591例目の詳細については調査中

鳥取県版新型コロナ警報（9月11日現在）

全国では引き続きデルタ株による感染が続いている、特に近畿地方をはじめ、近畿では感染者数も多い状況にあります。県民の皆様におかれましては、県外との往来を控えていただくとともに、感染予防対策の徹底にご協力を願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/16～
中部地区	警報	9/5～
西部地区	警報	8/6～

21

デルタ株感染厳重警戒情報

全国各地で過去最高の感染者を記録するなど、感染力の強いデルタ株の感染が全国で急拡大し、本県においても県内全域に拡大しています。感染予防のレベルアップをお願いします。

厳重警戒区域	全県
---------------	-----------

感染増大警戒情報

県内全域で相次いで感染経路不明な陽性者が確認されています。感染力の強いデルタ株、アルファ株により、ウイルス量の多い陽性事例が複数確認され、家庭内での感染も多くみられます。

厳重警戒レベル	全県
----------------	-----------

22